

別名義口座振替特約

第1条（目的）

本特約は、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）所定の会員規約、特約、規定等（以下「会員規約」という。）に基づく本会員の支払債務につき、本会員が本会員名義以外の口座から振替することを希望する場合に適用されるものとします。

第2条（支払債務）

本会員は会員規約に定める一切の支払債務を負担するものとします。

第3条（支払の委任）

本会員は、本会員が指定し当社が認めた第三者（以下「口座名義人」という。）に対して、本会員の代わりに第2条に定める支払債務を当社へ支払うよう委任し、口座名義人はこれを受任するものとします（以下「支払いの委任」という。）。

この支払いの委任に基づき、当社は本会員の支払債務につき、口座名義人の金融機関の預金口座、郵便貯金口座等により口座振替できるものとします。

第4条（本会員への請求）

前条に関わらず、当社は、当社が必要と認めた場合には、直接本会員に支払債務の支払いを求めることができ、その場合に本会員は、支払いの委任をしたことを理由に、当社への支払いを拒むことはできないこととします。

第5条（キャッシング振り込みサービス）

本特約が適用される本会員およびその家族会員は、当社が提供するキャッシング振り込みサービス（お支払い口座へ融資金を振り込む方法により、本会員が当社から金銭の借入れを行うサービスをいいます。）を利用できません。

第6条（本特約の優先）

本特約と会員規約において異なる定めのある場合は、本特約の定めが優先するものとします。また、本特約に定めのない事項については会員規約によるものとします。

※本特約第1条の「カード発行会社」は、会員の所属カード会社名に読み替えます。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本特約の「当社」は「JCB」と読み替えます。